

営農活動支援交付金に係る業務方法書

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会

第1章 総 則

(目的)

第1条 本業務方法書は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（平成19年4月2日付け18農振第1868号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会（以下「道協議会」という。）が行う営農活動支援交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 道協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、営農活動支援交付金等の交付決定に当たって農林水産省生産局長、北海道知事及び市町村長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙2の第4の2の対象活動組織（以下「対象活動組織」という。）に対する交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

2 道協議会は、実施要綱、実施要領その他の法令等を遵守する対象活動組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って交付金の交付の対象となる活動を行う場合、交付金を交付するものとする。

第2章 事業の実施

(実施方針)

第3条 道協議会長は、実施要領第5の3の(1)に定めるところにより実施方針を作成し、総会の議決を得、国の承認を受けた後、道協議会に備え置き、広く閲覧が可能なものとする。また、実施方針を変更した場合も、上記に準じるものとする。

(資金等の管理)

第4条 道協議会は、国の交付金の交付を受け、積み立てた資金と道及び市町村の営農活動支援に係る補助金等について、営農活動支援交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

2 道協議会は、交付金を営農活動支援交付金会計から交付するものとする。また、営農活動支援交付金会計の資金等を当該使途以外の使途に使用してはならない。

3 道協議会は、第1項の資金等を金融機関への預金により管理するものとする。

4 道協議会は、前項の資金等の運用により生じた運用益を資金等に繰り入れるものとする。

5 道協議会は、国の交付金の交付を受け、積み立てた資金について、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を国に返還するものとする。

(営農活動支援交付金の採択申請及び採択決定)

第5条 交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、実施要領第5の9の(9)に基づき、交付金の採択申請書（様式第30号）を、採択を受けようとする年度の6月30日（平成19年度においては、当該年度の8月31日）までに、関係市町村長を経由して道協議会長に提出するものとする。その際、実施要綱別紙2第4の2の(2)の内容が記載された規約（以下「規約」という。）（様式第3号）及び実施要綱別紙2第4の2の(1)の内容が記載された協定（以下「協定」という。）（以下のとおり様式第6号、第7号のいずれかを選択し、必要に応じて様式第8号を添付。）及び実施要領第5の9の(1)の営農活動取組実践計画（以下、「取組実践

計画」という。)を添付するものとする。
選択する協定の様式は次のとおりとする。

(1) 実施要領第4の5による集落協定等関連対象活動組織に該当せず、営農活動支援交付金を併せて申請する活動組織(様式第6号)

(2) 実施要領第4の5による集落協定等関連対象活動組織に該当し、営農活動支援交付金を併せて申請する活動組織(様式第7号)

2 道協議会長は、前項の申請を受けたときは、実施要領第5の9の(5)の市町村長から提出を受けた通知の内容及び通知の写しと前項の申請との整合性を確認するとともに、申請書を審査の上、当該対象活動組織に交付金を交付することが適当と認められるときは、採択決定し、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に交付金の採択通知書(様式第31号)を通知するものとする。

3 対象活動組織の代表者は、第1項により道協議会長に提出した規約、協定又は取組実践計画について交付金の交付額の増加を伴う変更を行った場合は、実施要領第5の9の(11)のイに基づき、速やかに関係市町村長を経由して、道協議会長に交付金採択変更承認申請書(様式第32号)を提出しなければならない。

4 道協議会長は、前項の申請を受けた時は、実施要領第5の9の(5)の市町村長から提出を受けた通知の内容及び通知の写しと前項の申請との整合性を精査し、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、実施要領第5の9の(11)のイに基づき、関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に交付金採択変更承認通知書(様式第33号)を通知するものとする。

5 対象活動組織の代表者は、第1項により道協議会長に提出した規約、協定又は取組実践計画について交付金の交付額の増加を伴わない変更をしたときは、実施要領第5の9の(11)のウに基づき、関係市町村長を経由して、交付金採択変更届出書(様式第34号)により道協議会長に届出を行うものとする。

ただし、共同活動支援交付金に係る業務方法書に規定する変更の届出を行った場合においては、本項による届出は行われたものとみなす。

(交付金の交付申請及び決定)

第6条 対象活動組織の代表者は、年度当初において、前条第1項の交付金の採択申請書(様式第30号)又は前条第3項の交付金採択変更承認申請書(様式第32号)若しくは前条第5項の交付金採択変更届出書(様式第34号)を提出後、速やかに交付金交付申請書(様式第35号)を関係市町村長を経由して、道協議会長に提出するものとする。この場合、必要に応じて採択申請又は採択変更に係る手続きと交付金交付申請に係る手続きを同時に行うこともできるものとする。

なお、採択申請又は採択変更に係る手続きの必要のない場合にあっては、交付金の交付を受けようとする年度の4月30日までに関係市町村長を経由して、道協議会長に交付金交付申請書を提出するものとする。

2 道協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金等の範囲内において、交付決定するとともに、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に指令書(様式第36号)を交付するものとする。

3 対象活動組織の代表者は、年度途中において前条第3項に基づく採択変更承認申請、又は、同条第5項に基づく採択変更届出を行う場合は、速やかに関係市町村長を経由して交付金変更承認申請書(様式第37号)を道協議会長に提出するものとする。この場合、必要に応じて採択変更申請書又は採択変更に係る手続きと交付金変更承認申請に係る手続きを同時に行うことができるものとする。

- 4 道協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金の範囲内において、交付変更決定をするとともに、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に変更指令書（様式第38号）を交付するものとする。
- 5 道協議会長は、第2項及び第4項の交付決定等の際に予算の都合により一部の交付決定等となった場合には、予算の都合が付き次第、交付変更決定をするとともに、速やかに関係市町村長を経由して、対象活動組織の代表者に変更指令書（様式第39号）を交付するものとする。

（交付金の概算払申請及び支払）

第7条 対象活動組織の代表者は、営農基礎活動支援に係る交付金について概算払の申請をしようとするときは、第6条第2項の交付金交付決定通知書受領後、別途定める日までに、交付金概算払申請書（様式第40号）により関係市町村長を経由して道協議会長に提出するものとする。
また、先進的営農支援に係る営農活動支援交付金については、実施要領第5の11の実施状況の確認後に実施要領第5の11の(3)の実施状況の確認通知書の写しを添付して、交付金概算払申請書（様式第40号）を関係市町村長を経由して道協議会長に提出するものとする。

- 2 道協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金等の範囲内において、速やかに交付金を対象活動組織に交付するとともに、様式第41号により関係市町村長を経由して通知するものとする。この際、支出勘定科目を明確にしておくこととする。
- 3 対象活動組織は、毎年度末に営農基礎活動支援に係る交付金に残額が生じたときは、当該残額を道協議会に返還するものとする。また、対象活動組織は、平成23年度末に先進的営農支援に係る交付金に残額が生じたときは、当該残額を道協議会に返還するものとする。

（交付金の返還等）

第8条 対象活動組織において、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、道協議会長は、交付した交付金の全部又は一部について、返還等の措置を講じるものとする。

- 2 返還等の措置を講じる場合、道協議会長は対象活動組織への交付金の交付を停止し、遵守されていない事項、返還の額及び返還の期日を記載した書面を関係市町村長を経由して対象活動組織の代表者に送付しなければならない。
- 3 前項により交付金の返還を求められた対象活動組織は、前項の期日までに求められた額を道協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、対象活動組織の代表者は、道協議会長に対し、関係市町村長を経由して期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、対象活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに関係市町村長を経由して道協議会長に提出しなければならない。
- 4 道協議会長は、前項により期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を関係市町村長を経由して対象活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を関係市町村長を経由して対象活動組織の代表者に通知しなければならない。
- 5 第2項から第4項までの手続きにより対象活動組織から返還があった場合、道協議会長は、対象活動組織の代表者の営農活動支援交付金等の再開に係る意思を関係市町村長を経由して確認し、第6条の1の手続きを経た後、交付金の交付を再開するものとする。

第3章 報 告

（実施状況の報告）

第9条 対象活動組織の代表者は、毎年度、実施要領第5の16の(1)に基づき、様式第42-1号により交付金の実施状況調書を作成し、関係市町村長が定める日までに、関係市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、前項により提出のあった交付金の実施状況調書を4月25日までに道協議会長に提出するものとする。

3 道協議会長は、必要に応じて対象活動組織の代表者に対し、交付金の実施状況について、関係市町村長を経由して報告することを求めることができる。

第4章 雑 則

(事業期間)

第10条 本対策の事業期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とするものとする。

(その他)

第11条 本対策の実施に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、道協議会長が別に定めるところによるものとする。

附 則(平成19年4月16日)

この業務方法書は、農村振興局長の承認のあった日から施行する。

附 則(平成20年4月7日)

- 1 この業務方法書は、農林水産省農村振興局長の承認の日(平成20年4月7日)から施行する。
- 2 この業務方法書の改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなす。

附 則(平成21年4月10日)

- 1 この業務方法書は、農林水産省農村振興局長の承認の日(平成21年4月10日)から施行する。
- 2 この業務方法書の改正前の様式によって行われる手続きその他の行為は、当分の間、この業務方法書の改正後の相当様式によって行われるものとみなす。
- 3 この業務方法書の改正前の規定によってされた手続きその他の行為は、この業務方法書の改正後の相当規定によってされた手続きその他の行為とみなす。